

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年9月18日

山口県知事 村岡 嗣政

1 入札に付する事項

次に掲げる財産の売払い

区 分	種 目	名 称	船 質	総トン数	進水年月
船 舶	汽 船	きらかぜ	軽合金製	114トン	平成14年1月

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者で、その事実を山口県において認めたときから3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 当該船舶を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記（3）～（5）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 船舶法第1条に規定する日本船舶の所有者要件に該当しない者

3 入札の参加申込等に関する事項

本入札に参加しようとする者は、次により一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 提出先
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 山口県農林水産部水産振興課（漁業調整取締班）
- (2) 提出期間
受付期間 令和8年10月22日（木）から令和8年11月5日（木）まで（閉庁日を除く。）
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出方法
持参により提出する場合は、（2）の受付時間内に（1）の提出先へ提出すること。
郵送により提出する場合は、特定記録郵便又は簡易書留郵便等、日本郵便が提供する配達記録が残る方法により（1）の提出先に送付すること。
※令和8年11月5日（木）午後5時15分までに必着のものに限り受け付ける。
- (4) 参加資格確認結果の通知（受付番号の付番）
県は、提出された申込書に基づき入札参加資格を確認し、その結果を申込者に通知する。入札参加資格があると認めた者には、受付番号を付して通知する。

4 契約条項を示す場所

県有財産売買契約書（案）その他契約条項は、山口県山口市滝町1番1号 山口県農林水産部水産振興課（漁業調整取締班）において閲覧に供する。

また、次のホームページに掲載する。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/108/360976.html>

5 入札案内等の交付

入札案内（各種様式を含む。）は、この公告の日から令和8年11月19日（木）までの間（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで、4に掲げる場所において交付する。
また、4に掲げるホームページに掲載する。

6 現地説明会を行う場所及び日時

- (1) 場所：山口県下関市大和町 下関漁港内
- (2) 日時：令和8年10月27日（火）午後1時30分から午後2時30分まで
※現地説明会への参加を希望する者は事前に申し込むこと（申込方法等の詳細は入札案内による）。
※現地説明会への参加は任意であり、参加しない場合であっても入札に参加できる。
※都合により上記時刻に参加できない場合は、事前に連絡すること（必要に応じて別途調整する）。

7 入札の方法及び入札書の提出方法（提出先・提出期限）

- (1) 本入札は期間入札とし、入札書は郵送により提出するものとする。
- (2) 入札書は、所定の入札書（第5号様式）によるものとする。
- (3) 入札書及び9に定める入札保証関係書類（以下「入札書等」という。）は、一般書留郵便により、(4)に定める提出期限までに必着となるよう郵送すること。
ただし、入札保証関係書類が9（9）に定める入札保証保険証券（写し）のみである場合は、一般書留郵便によらず、簡易書留郵便又は特定記録郵便により郵送することができる。
- (4) 入札書等の提出先及び提出期限は、次のとおりとする。
提出先 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 山口県農林水産部水産振興課漁業調整取締班
提出期限 令和8年11月19日（木） 午後5時15分（必着）
- (5) 入札書等は、3（4）により受付番号の付番を受けた者が提出すること。
- (6) 入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額（税込金額）とする。入札金額が11により落札価格となった場合は、当該入札金額をもって売払代金（契約金額）とする。
- (7) 提出期限後に到達した入札書等は受理しない。

8 開札の場所及び日時

- (1) 開札場所
山口県山口市滝町1番1号 山口県庁10階 農林水産部4号会議室
- (2) 開札日時
令和8年11月20日（金） 午前11時00分
- (3) 開札の立会いは任意とする。立会いを希望する者は、令和8年11月20日（金）午前10時30分から午前11時00分までの間に、(1)の開札場所に参集すること。
- (4) 開札の立会いは、入札者又はその代理人に限る。代理人が立ち会う場合は、委任状を提示しなければならない。
- (5) 立会職員
入札者が立ち会わない場合は、郵便入札者に代わり、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札する。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、(9)に該当する場合を除き、入札保証金の納付に代えて、入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。
- (2) 入札保証金に代わる担保の額は、当該競争入札に係る見積金額（7（6）に定める入札金額）の100分の5以上とする。
- (3) 入札保証金に代わる担保は、山口県会計規則第150条第2項各号に掲げる担保とする。
- (4) 入札保証金に代わる担保は、入札書と同時に提出しなければならない。この場合において、入札者は、担保を封入した封筒（以下「担保封筒」という。）を封緘の上、入札書を封入した内封筒とは別に取りまとめ、当該内封筒とともに外封筒に同封して提出すること。
- (5) 県は、入札保証金に代わる担保の受領及び保管等の事務処理のため、入札書提出後に外封筒を開封することがある。この場合においても、入札書を封入した内封筒は開札まで開封しない。
- (6) 落札者の入札保証金に代えて提供された担保は、本人の申出により、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の全部又は一部に充当することができる。
- (7) 落札者以外の入札保証金に代わる担保は、入札終了後直ちに還付する。落札者の入札保証金に代わ

- る担保は、契約保証金に充当する場合又は契約を締結しない場合を除き、契約締結後に還付する。
- (8) 落札者が12の契約締結期限までに契約を締結しないときは、当該落札者の入札保証金に代わる担保は県に帰属する。
- (9) 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者は、当該保険証券（写し）を入札書と同時に提出した場合に限り、入札保証金の全部を免除する。

10 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者による入札
- (2) 入札書提出期限までに到達しなかった入札
- (3) 入札書提出期限までに、9(2)に定める額（入札金額の100分の5以上）に相当する入札保証金に代わる担保を提供しなかった者又は提供額が当該額に満たない者の入札（9(9)の場合を除く。）
- (4) 電信による入札
- (5) 所定の入札書（第5号様式）によらない入札
- (6) 記名のない入札その他入札書の金額、氏名（名称）等の重要事項が識別し難い入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 同じ者から2通以上入札書が到着したとき。
- (9) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- (10) 受付番号の記載がなく、かつ、入札書及び封筒の記載事項その他の方法により申込者との照合が出来ない入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

入札金額が県のあらかじめ定めた予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上であり、かつ、最高入札金額である入札者を落札者として決定する。ただし、最高入札金額が予定価格以上であり、その最高入札金額で入札した者が複数ある場合（同額の場合）は、くじにより落札者を決定する。くじの方法その他の取扱いの詳細は、入札案内の定めるところによる。

12 契約及び契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、令和8年12月4日（金）までに契約を締結しなければならない（落札者が記名押印等した契約書が当該期日までに県に到達することを要する。）。
- (2) 落札者は、契約締結と同時に、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納付しなければならない。この場合において、契約保証金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- (3) 9(6)により入札保証金に代わる担保を契約保証金に充当する場合は、契約保証金の額から当該充当額を控除した額を、契約締結と同時に納付するものとする。
- (4) 契約の相手方が県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (5) 契約保証金のうち現金で納付した額は、売払代金に充当することができる。

13 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の翌日から起算して15日以内に、県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の指定する収納機関に納付しなければならない。

なお、12(5)により現金で納付した契約保証金を売払代金に充当する場合は、その充当額を売払代金から控除した額を納付するものとする。

14 その他

- (1) 本入札公告に記載のない事項については、入札案内、県有財産売買契約書（案）、山口県会計規則その他関係法令等の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格、入札の無効、落札者の決定方法、契約条項その他入札の条件の解釈に関する質問がある者は、質問書（第7号様式）により、令和8年10月30日（金）午後5時15分までに、山口県農林水産部水産振興課（漁業調整取締班）へ提出すること。提出方法は、FAX（083-933-3559 宛）又は電子メール（a16500@pref.yamaguchi.lg.jp 宛）とする。
なお、質問事項及び回答内容については取りまとめの上、令和8年11月4日（水）までに、4に掲げるホームページに掲載する（掲載をもって回答とする）。また、入札参加申込者へ通知する。

回答内容は入札案内の一部として取り扱う。

- (3) 提出先、提出方法、様式の入手方法、現地説明会の案内等、手続に関する照会については、山口県農林水産部水産振興課 漁業調整取締班（電話：083－933－3530）に問い合わせること。